

埼玉県災害拠点病院連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 災害拠点病院相互及び災害拠点病院と行政機関等との意見交換の場を設け、もって災害医療初動態勢の強化と参加機関の連携を図るため、埼玉県災害拠点病院連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 広域災害に係る医療に関すること。
- (2) 医療救護班及びDMA Tに関すること。
- (3) その他災害医療に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害拠点病院の災害医療部門の長又は災害拠点病院の長が指名する者
- (2) 埼玉県危機管理防災部危機管理課長
- (3) 埼玉県危機管理防災部消防課長
- (4) 埼玉県危機管理防災部災害対策課長
- (5) 埼玉県保健医療部医療整備課長

2 協議会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者に対して出席を要請することができる。

(運営)

第4条 協議会は、基幹災害拠点病院の意見を聴き、埼玉県保健医療部医療整備課長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、基幹災害拠点病院の職員がつとめる。ただし、基幹災害拠点病院の職員が不在のときは、出席者の互選によりこれを定める。

(専門部会)

第5条 協議会に、必要に応じて専門部会を置く。

- 2 専門部会の構成及び所掌事項等は、協議会において定める。
- 3 協議会は、設置した専門部会に対して、必要に応じて報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、基幹災害拠点病院の協力を得ながら、埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

一部改正

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。